

京都市工事施工体制点検要領

（目的）

第1条 社会資本整備の基盤となる公共工事においては、その品質を確保することが重要であり、工事現場における適正な施工体制の確保が必要不可欠である。本要領は、本市が発注する公共工事の施工状況及び施工体制等の把握に関し、点検事項を定め、適切な時期に点検を行うことにより、工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。

（適用対象）

第2条 点検事項のうち、主任技術者及び監理技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上のもの。）について行う。また、施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第24条の8に該当する工事（公共工事については、下請契約を締結する全ての工事。）について行う。

（施工体制の点検）

第3条 前条に該当する工事を行う局等（以下「工事担当局」という。）は、適切な施工体制の確保のために、工事担当局における施工体制の点検を統括する担当所属（以下「統括所属」という。）を定めなければならない。

2 施工体制の点検は、当該工事を担当する監督員が行う。

（点検事項）

第4条 施工体制の点検を行うための事項は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について行う。

（点検事項の項目及び実施時期）

第5条 点検事項の項目及び点検の実施時期は、施工体制チェックシート（別記様式。以下「チェックシート」という。）によるものとする。

（点検内容の報告）

第6条 監督員は、点検の内容をチェックシートにより、当該工事の担当課の所属長（以下「所属長」という。）に報告するものとする。

2 所属長は、統括所属から点検内容の報告を求められた場合は、チェックシートを提出しなければならない。

3 統括所属は、京都市入札制度検討委員会の事務局（以下「事務局」という。）から点検内容の報告を求められた場合は、チェックシートを提出しなければならない。

(是正措置)

第7条 監督員は、第5条に基づく点検を行った結果、点検内容に疑義があると認められる場合には、所属長に疑義の内容を報告するとともに、当該工事の受注者（以下「受注者」という。）から意見を聴取するものとする。

2 意見を聴取した結果、その事実が認められた場合、所属長は、受注者に対し、速やかに是正の指導を口頭により行うとともに、統括所属及び事務局へ速やかに報告するものとする。

3 受注者が前項の規定に基づく指導に従わない場合又は速やかな是正が見込めない場合、所属長は、受注者に対し、別に定める文書により通知を行い是正の指導をするものとする。

(建設業法違反に係る事案の対応)

第8条 所属長は、受注者が前条第3項による指導に従わない場合は、事務局へ速やかに報告を行う。

(工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、第4条に基づく点検を行った結果、適正な施工体制の確保に関し不適切な事項がみられた場合は、その内容及び対応状況に応じて工事成績評定に反映する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る工事現場の点検について適用する。

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る工事現場の点検について適用する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月27日から施行する。

施 工 体 制 チ ェ ッ ク シ ー ト

所 属 名		監督員氏名	
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期		工事種別	
受 注 者 名		建設業許可番号	国土交通大臣許可（一・特 ）第 号 京都府知事許可（一・特 ）第 号
請 負 金 額		下 請 率	%
低入札工事※	☐ 該当する ☐ 該当しない		

※ 京都市公共工事低入札価格調査取扱要領に規定する低入札価格調査を経て契約した工事
（以下「低入札工事」という。）

1 契約後のチェック

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1)配置予定技術者の確認※1) (CORINS 等で確認)	ア 他の工事と重複していないか		／	
	イ 資格要件に疑義がないか (所属、資格、有効期限、その他)		／	
	ウ 直接的恒常的な雇用が確認できるか		／	

※1) 低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された専任となる補助技術者についても確認すること。

2 工事着手までのチェック（内容の変更等があった場合は、再度確認を行う）

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1)必要書類	ア 現場代理人等通知書		／	
	イ CORINS 登録内容確認書		／	
(2)受注者への通知	ア 監督員通知書		／	

2-1 下請契約を締結した場合

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1)必要書類※2)	ア 施工体制台帳及び 施工体系図		／	

※2) 低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された下請業者との整合性を確認すること（総括監督員）。

3 工事現場におけるチェック（内容の変更等があった場合は、再度確認を行う）

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1) 工事現場全般 の状況	ア 建設業許可標識 の設置及び 記載内容（技術者等）		／	
	イ 建退共制度 関係に関する掲示		／	
	ウ 労災保険 関係に関する掲示		／	

3－1 下請契約を締結した場合

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1) 施工体制 施工体制台帳、 施工体系図による 下請の状況等	ア 施工体制台帳は現場に備え付 けられているか		／	
	イ 下請契約書(写)は施工体制台帳 に添付されているか		／	
	ウ 下請金額は記載されているか		／	
	エ 施工体系図は公衆の見やすい 場所へ掲示されているか		／	
	オ 施工体系図と現場の状況は同 じか※3)		／	
	カ 別紙のパターンに該当するか		／	パターン()に該当 ・ 無

※3) 低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された下請業者との整合性を確認すること（総括監督員）。

3－2 請負金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上で、3－3に 該当しない場合（主任技術者の専任が必要な場合）

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1) 主任技術者の 専任 ヒアリング等により 実施	ア 当該工事において専任※4)であ るか		／	
	イ 他の工事と重複していないか		／	
	ウ 資格要件等に疑義はないか		／	
	エ 配置予定技術者と同一か		／	

**３－３ 下請契約の請負代金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）
 以上の場合（監理技術者の専任が必要な場合）**

点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1) 監理技術者の 専任 現場での確認	ア 当該工事において専任 ^{※4)} であるか		／	
	イ 他の工事と重複していないか		／	
	ウ 監理技術者資格者証を携帯しているか		／	
	エ 会社名、工種区分、有効期限は適正か		／	
	オ 裏書の有無及び変更事項は適正か		／	裏書(有・無)
	カ 配置予定技術者と同一か		／	
	キ 施工体制台帳・体系図との整合はとれているか		／	

３－４ 低入札工事の場合（補助技術者の専任が必要な場合）

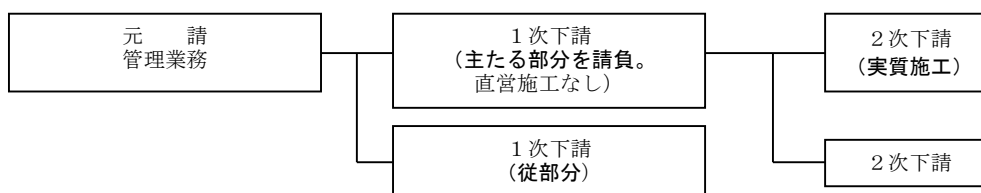
点検項目	確 認 内 容	適 切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
(1) 補助技術者の 専任 ヒアリング等により 実施	ア 当該工事において専任 ^{※4)} であるか		／	
	イ 他の工事と重複していないか		／	
	ウ 資格要件等に疑義はないか		／	
	エ 配置予定技術者と同一か		／	

※4) 国土交通省HPの監理技術者制度運用マニュアル：

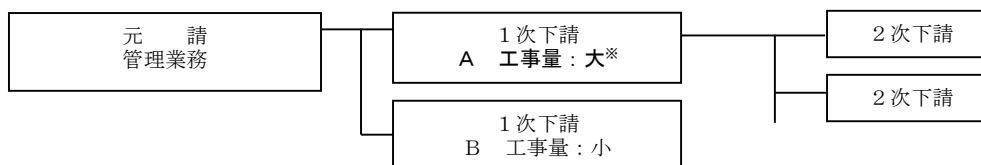
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

3-1 カ（注意が必要な施工体系図）

パターン 1（主たる1次下請人に直営施工がない）

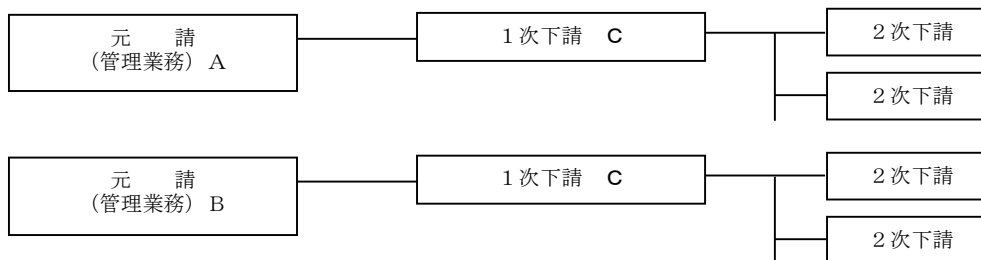


パターン 2（特定の1次下請人が工事全体の大部分を施工）

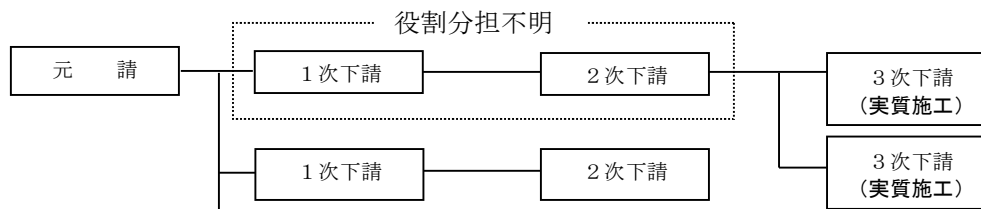


※工事量が大とは、元請の請負金額の80%以上として運用する。

パターン 3（工区割された近接工事を同一1次下請人が施工）



パターン 4（下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工）



総合的な企画・調整等をしていない場合は上記のケースにかかわらず一括下請負の疑義有

<元請の実質関与に関する点検項目>

施工計画の作成	○施工計画
工程管理	○工程管理
品質管理	○出来形・品質管理
安全管理	○安全管理
技術的指導	○技術者の専任 ○下請の施工調整及び指導監督
その他	○発注者との協議 ○住民への説明 ○近隣工事との調整 ○完成検査 ○官公庁への届出等

京都市工事施工体制点検要領及び点検事項の解説

「京都市工事施工体制点検要領」（以下「要領」という。）は、本市が発注する公共工事の施工状況及び施工体制等の把握に関し、点検事項等を定め、適切な時期に点検することにより、工事現場の適正な施工体制の確保を図ることを目的に作成しています。

この要領に基づく、点検の実施内容等についての詳細は次のとおりです。

＜適用対象＞

（主任技術者又は監理技術者の専任※¹）に関する点検）

請負金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上の工事
（建設業法第26条第3項に該当する工事）

（施工体制台帳等に関する点検）

公共工事については、下請契約を締結する全ての工事
（建設業法第24条の8に該当する工事）

※1）低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された専任となる補助技術者も対象になる。

＜点検の実施内容及び実施時期について＞

1 契約後のチェック

（1）配置予定技術者の確認

ア～ウ 配置予定技術者に関する確認

受注者から提出される「**現場代理人等通知書**」により通知された技術者について、**CORINS（工事实績情報サービス）**により、**専任**（他の工事との重複がないか）、**資格要件**（所属（受注者に雇用されているか）、資格（当該工事種別の資格を持っているか）、有効期限等）について確認を行う。

雇用関係については、入札時点で受注者と雇用関係があることを証明する書類（健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し等）によって確認を行う。

（技術者の専任に疑義がある場合）

受注者に対し、ヒアリング等により技術者の専任について確認を行い、適正な技術者の配置ができない場合は、各局の統括所属及び事務局（行財政局契約課）へ連絡を行う。

技術者の配置について（建設業法第26条）

○発注者から直接請負った建設工事

- ・ 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

・・・ 主任技術者（専任）

- ・ 下請契約の請負代金額の合計が5,000万円
（建築一式工事は8,000万円）以上の工事

・・・ 監理技術者（専任）

○下請けとして請負った建設工事

・・・ 主任技術者

○全ての建設工事

・・・ 主任技術者

＜低入札工事での補助技術者の配置＞

京都市公共工事低入札価格調査取扱要領 第11条第4項

2 工事着手までのチェック

(1) 必要書類（受注者から監督員へ提出・提示するもの）

ア 現場代理人等通知書

受注者から提出された通知書の記載内容及び添付書類（経歴書）との整合を確認する。

イ CORINS（工事实績情報サービス）登録内容確認書

監督員の確認を受けたうえ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請を行い、登録内容確認書が届いた際には、速やかに監督員に提示するよう指導する。

(2) 受注者への通知

ア 監督員通知書

監督員を置いた場合は、速やかに受注者に通知する。

2-1 工事着手までのチェック（下請契約を締結した場合）※2)

ア 施工体制台帳及び施工体系図の提出

建設業法、適正化法及び土木工事共通仕様書により、施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場への備え置き（施工体系図は、工事関係者及び公衆の見やすい場所への掲示が必要）、発注者への提出が義務付けられている。

発注者から直接工事を請負った特定建設業者は、当該工事の施工に関係する全ての下請業者を監督し、工事全体の管理を行うことが必要なため、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、業務を行わなければならない。

※2) 低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された下請業者との整合性を確認すること（総括監督員）。

3 工事現場におけるチェック

(1) 工事現場全般の状況

ア 建設業許可標識の設置及び記載内容（技術者等）

建設業許可標識が、公衆の見やすい場所に掲示されているか、主任技術者又は監理技術者の氏名等、記載事項についての確認を行う。

イ 建退共（建設業退職金共済制度）関係に関する掲示

建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が、掲示されているか確認を行う。

ウ 労災保険関係に関する掲示

労災保険関係の項目が掲示されているか確認を行う。

労働災害補償保険法施行規則（抜粋）
(法令の要旨等の周知)

第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、
労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。

3-1 工事現場におけるチェック（下請契約を締結した場合）

（1）施工体制

ア 施工体制台帳は現場に備え付けられているか

施工体制台帳を作成する必要がある工事については、建設業法第24条の8第1項により、現場へ備え置くことが義務付けられており、当該現場に施工体制台帳があるかどうかの確認を行う。

イ 下請契約書（写）は施工体制台帳に添付されているか

施工体制台帳の添付書類となっている、下請契約書（写）が添付されているかどうかの確認を行う（2次以下の下請契約を含む）。

ウ 下請金額は記載されているか

下請契約書の下請金額を確認すること。

エ 施工体系図は公衆の見やすい場所へ掲示されているか

適正化法では、「施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所」へ掲示することとなっており、掲示の状況について確認する。

施工体系図を掲示する目的としては、当該工事における役割分担を工事関係者が確認する必要があること及び公衆の見やすい場所へ掲示することにより、当該工事が適正な施工体制の下に行われていることや現場の施工体制を第三者が確認できるようにするためである。

オ 施工体系図と現場の状況は同じか※3)

提出されている施工体系図と当該工事現場の施工体制が一致しているかどうかの確認を行う。相違がある場合には、現場の状況に合わせ変更の手続を行うよう指導する。

※3) 低入札工事に該当する場合には、契約締結前の低入札価格調査で確認された下請業者との整合性を確認すること（総括監督員）。

カ 別紙のパターンに該当するか

一括下請負の疑義がある別紙の1～4のパターンに該当するかどうかの確認を行う。

3-2 工事現場におけるチェック（主任技術者の専任が必要な場合）

（1）主任技術者の専任

ア 当該工事において専任であるか

主任技術者は、施工の技術上の管理を行うものとして、公共工事において請負金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上となる場合は専任とする必要がある。

当該工事において専任の確認を行う。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることを意味するものである。

イ 他の工事と重複していないか

現場においては、主任技術者に対し、ヒアリング等により他の工事との重複について確認を行う。

ウ 資格要件等に疑義はないか

当該工事の工種に対して建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当しているかどうかを確認する。

資格要件は、一般建設業の営業所専任技術者と同じである。

- ・指定学科を修めたもので卒業後に実務経験を有するもの
高等学校、中等教育学校卒業 実務経験 5年以上
大学、高等専門学校卒業 実務経験 3年以上
- ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、実務経験10年以上
- ・国土交通大臣が上記と同等以上の知識を有するものと認定したもの
(2級土木施工管理技士等の資格を有するもの 他)

エ 配置予定技術者と同一か

現場代理人等通知書に記載の技術者と同一かどうかを確認する。異なる場合は、変更の手続を行うよう指導する。

3-3 工事現場におけるチェック（監理技術者の専任が必要な場合）

(1) 監理技術者の専任

ア 当該工事において専任であるか

監理技術者は、公共工事において大規模な下請け（下請契約の合計金額が5,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上）をする場合に、工事現場に専任し、施工の技術上の管理を行うとともに、下請負人を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たす役割を持っている。

当該工事において専任の確認を行う。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることを意味するものである。

イ 他の工事と重複していないか

現場においては、監理技術者に対し、ヒアリング等により他の工事との重複について確認を行う。

ウ～キ 監理技術者資格者証の携帯等の確認

監理技術者資格者証を携帯しているか確認するとともに、会社名、有効期限、当該工事の工種に対しての資格（工種区分が適切か）、裏書の有無、裏書があればその変更事項の内容が適切かについて監理技術者資格者証により確認を行う。

また、現場代理人等通知書に記載の技術者と同一かどうか、施工体制台帳及び施工体系図に記載の監理技術者と同一かについて確認し、異なる場合は、変更の手続を行うよう指導する。

資格要件は、特定建設業の営業所専任技術者と同じである。

- ・国家資格者等
(1級土木施工管理技士等の資格を有するもの 他)

3-4 工事現場におけるチェック

(低入札工事で補助技術者の専任が必要な場合)

(1) 補助技術者の専任

ア 当該工事において専任であるか

補助技術者は、低入札価格調査を経て契約を締結した場合、配置する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「配置技術者」という。）とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で配置するものとする。契約の相手方となる者が共同企業体の場合は、構成員ごとに1名を配置するものとする。

（京都市公共工事低入札価格調査取扱要領 第11条第4項）

当該工事において専任の確認を行う。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることを意味するものである。

イ 他の工事と重複していないか

現場においては、補助技術者に対し、ヒアリング等により他の工事との重複について確認を行う。

ウ 資格要件等に疑義はないか

配置技術者の要件を満たす資格の保有について確認する。

エ 配置予定技術者と同一か

現場代理人等通知書に記載の技術者と同一かどうかを確認する。異なる場合は、変更の手続を行うよう指導する。